

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|            |  |
|------------|--|
| 担 当 課      | 産業観光部 農林政策課  |
| 委託業務番号     | 令和2年度 長農林第2号   |
| 委託業務名称     | 長浜市農林水産資源活用・流通拡大促進事業委託   |
| 委託業務場所     | 長浜市内   |
| 業務の概要      | <p>本事業は、本市の農山漁村に存在する農林水産資源(生産物、体験事業等)の活用促進と、商品開発・商品力強化や販路開拓等の持続的な支援体制を構築するものです。</p> <p>(1) 農林水産資源(生産物、体験事業等)及び人材の発掘等<br/>(2) 地域商社機能の基盤強化</p>   |
| 履行期間       | 令和2年4月1日 から 令和3年3月15日  |
| 契約年月日      | 令和2年4月1日   |
| 契約額(税込)    | 金4,000,000円  |
| 契約の相手方     | <p>[所在地又は住所] 長浜市田村町1281番地8</p> <p>[商号又は名称] 一般社団法人バイオビジネス創出研究会</p>  |
| 契約相手方の選定理由 | <p>本事業は、農林水産資源の活用促進と持続的な支援体制の構築をめざすものです。本事業の遂行に必要な条件は、農林水産物の商品開発等の支援実績や販路開拓等の支援実績、及び補助金等の獲得支援や起業支援のノウハウを有していること、市内の農林水産事業者や加工事業者等とのネットワークを有し地域の農林水産業の実情や人材に詳しいこと等です。また本事業の実施にあたっては、支援機能を市内の複数の事業者が連携して提供することにより整備することを前提としており、その中核的な事業体を選定するものです。</p> <p>(一社)バイオビジネス創出研究会は、当課の6次産業化やアグリビジネス推進事業を受託し農業資源に関する実績やノウハウを有していること、及び創業支援の実績を多く有するとともに起業化支援施設の指定管理を行っていることから、付随的に幅広く事業者(プレーヤー)や支援者(専門家やコーディネーター人材)のネットワークを有しています。</p> <p>本事業の実施には、これまで培ってきた当法人のノウハウやネットワークを最大限に活用する必要があり、これらのノウハウやネットワークを保有する法人は他には存在しないことから本事業の委託契約先として、当法人を選定したものです。</p> |
| 根拠規定       | <p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>       |